

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 中央卸売市場	
不利益処分名	関連事業者の許可の取消し	
根 拠 法 令	徳島市中央卸売市場業務条例	
根 拠 条 項	第31条第1項, 第2項又は第3項	
連 絡 先	(電話 6 2 8 - 2 7 5 9)	
処 分 基 準	<p>基 準</p> <p>第31条 市長は、第1種関連事業の許可を受けた者が前条第1項第1号又は第2号に該当することとなったとき、又は業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、第29条第1項の許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、第2種関連事業の許可を受けた者が業務を適確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しなくなったと認めるときは、第29条第1項の許可を取り消すものとする。</p> <p>3 市長は、第1種関連事業又は第2種関連事業の許可を受けた者（以下「関連事業者」と総称する。）が次の各号のいずれかに該当するときは、第29条第1項の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がないのに第29条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に保証金を預託しないとき。</p> <p>(2) 正当な理由がないのに第29条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。</p> <p>(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。</p> <p>(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。</p> <p>第30条第1項</p> <p>(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>(2) 禁錮こ以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)